

～ 自筆証書遺言書保管制度 ～ 法務局が自筆証書遺言書を預かります！



夫婦間に子どもがない。
パートナーに財産を残したい。

子どもたちの人生設計に応じて財産を
相続させたい。



このような場合は、
遺言書を残されることをお勧めします。

遺言書には、公正証書遺言書と自筆証書遺言書がありま
すが、**自筆証書遺言書**は、自書さえできれば遺言者本
人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。



自筆証書遺言書が相続人に発見されなかったら？
災害で紛失したら？改ざんされたらどうしよう…
自筆証書遺言書は管理するのが大変！

問題点を解消するため、
自筆証書遺言書保管制度が創設されました。

あなたの大切な遺言書を**法務局**が預かります。

忘失・紛失や改ざんの心配はいりません。

また、相続開始後、家庭裁判所における検認が不要です。



遺言書ほかんガルー

↓ 詳しい手順内容は、こちらからご覧いただけます。

法務局における自筆証書遺言書保管制度について



お問い合わせ



佐賀県内の法務局（遺言書保管所）

佐賀地方法務局供託課	☎ 0952-26-2192	佐賀市城内二丁目10-20
佐賀地方法務局武雄支局	☎ 0954-22-2435	武雄市武雄町大字昭和832
佐賀地方法務局伊万里支局	☎ 0955-23-2492	伊万里市立花町1542-14
佐賀地方法務局唐津支局	☎ 0955-74-1441	唐津市千代田町2109-63